特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
6	美里町	国民健康保険事務	基礎項目評価書			

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美里町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

美里町長

公表日

令和2年5月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	国民健康保険事務				
	国民健康保険加入者の状況を把握を行っている。 把握している状況より、証関係(保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病受領証、限度額・減 額認定証)の発行、送付を行う。 被保険者の属する世帯に対し、所得、人数の状況に応じて保険料の算出を行い、賦課・徴収を行う。				
②事務の概要	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。				
	〈オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)〉・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。				
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税(料)システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等				
2. 特定個人情報ファイル:	참				
1. 資格異動ファイル 2. 緩和措	置異動情報ファイル 3. 賦課基本ファイル 4. 賦課個人ファイル 5. 期割情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村長又は国民健康保険組合「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付険組合の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	番号法第19条第1項 別表第二 第42号、第44項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	健康保険課、税務課				
②所属長の役職名	健康保険課長、税務課長				
6. 他の評価実施機関					

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務課 〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地 電話0964-46-2111 FAX0964-46-3510

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 総務課 〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地 電話0964-46-2111 FAX0964-46-3510

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和2年5月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・3	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている				

変更箇所

変更固	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	新様式に変更				
令和2年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う ファイル ②事務の概要		「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に はりオンライン資格確認のしたのの医療保険 著等と共同して被保険者等に係る情報の収集 または整理に関する事務」及び被保険者等に 係る情報の利用または提供に関する事務」を「個保遺舎会」という。 または社会保険診療報酬支払基金等」という。)は、には社会保険診療報酬支払基金等という。)は、にな社金金等という。)は、には社会を保険が産報酬支払基金等という。)は、にないできる旨の規定が国民健康保険 主に盛り込まれていることを観まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理を保険 する加入者等の資格履歴情報の管理について大会が表の表して支払基金等に委託することとし、国保連合会の取得、及び一部の情報提供について共り、同保連合会の取得、及び一部の情報提供について共り、同に要は、という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)及び支払基金等(以下「取りまとの機関を有い、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、		
令和2年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う ファイル ②事務の概要		<オンライン資格循図等システム稼働に向けた 準備としての資格層歴管理事務、機関別符号の 取得等事務(以下1オンライン資格値配の準備 業務」という。)> プレライン資格値配等システムで被保険者等 の資格情報を利用するために、国保連合金から 委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を 受けて「医療保険者等向けの間サーバー等にお ける資格履歴管理帯視を行うために、当市から が保険者及を経由して医療保険者等向け中間 サーバー等へが保険者を経由して医療保険者等向け中間 サーバー等へ被保険者直接機の提供を行う。オンライン資格値認等ンステムで被保険者等向け中間 の責格情報を再用するために、支払基金が、当 市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間 サーバー等における機関が手取機等事務)を 行うために、情報提供等記録間示システムの自 日情報表示集務機能を利用して、当市から同 で行うない。 に情報提供等記録間示システムの自 日情報表示業務機能を利用して、当市から同 で行うない。 に機関別符号の取得並びに無付け情報の提供 とでは、 との取得が表現である。 との取得が表現である。 は機関別符号の取得が近に無付け情報の提供 を行う。		
令和2年5月31日	I関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1項番30 ・番号利用法別変第1の主務省令で定める事務 を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項		
令和2年5月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報提供 法令上の根拠		(インタイン資格権認め 準備業務) 番号利用法 制削算の条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) 「国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項		
令和2年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康保険課	健康保険課、税務課		
令和2年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	健康保険課長	健康保険課長、税務課長		
令和2年5月31日	IIしきい値判断項目 1.対象者数	1万人以上10万人未满 令和1年6月30日 時点	1,000人以上1万人未満 令和2年5月31日 時点		
令和2年5月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月30日 時点	令和2年5月31日 時点		
令和2年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う ファイル ③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険税(料)システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、国民健康保険税(料)システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等		